

京都市武道センター条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第30号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市武道センターについて、これまで、市民のスポーツ施設の利用機会の拡大を図るため、供用期間を延長するとともに、障害のある方等の社会参加の促進を図るため、補助競技場及び弓道場の部分使用の使用料を免除する運用を行ってきましたが、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現するために、次のとおり京都市武道センター条例を改正することとしました。

1 供用期間の延長

現 行	改 正 後
休場日	<u>休場日</u>
1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	1月1日から同月 <u>3日</u> まで及び12月 <u>29日</u> から同月31日まで

2 使用料を徴収しない場合の設定

障害のある方等が、補助競技場及び弓道場を部分使用する際の使用料を徴収しないことを定める。

現 行	改 正 後
<p>（使用料）</p> <p>第7条 センターの施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料を納入しなければならない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（使用料）</p> <p>第7条 センターの施設の使用の許可を受けた者は、別表第1に掲げる使用料を納入しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助競技場及び弓道場の使用料（部分使用に係るものに限る。）を徴収しない。</u></p>

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。)
(以下略)

この条例は、平成25年11月11日から施行します。

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第30号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「同月4日」を「同月3日」に、「12月28日」を「12月29日」に改める。

第7条第5項を同条第6項とし、同条第4項本文中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助競技場及び弓道場の使用料（部分使用に係るものに限る。）を徴収しない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (5) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（指定管理者が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（文化市民局市民スポーツ振興室）